

第 3 回 定 例 会

平成23年度予算案関係資料

茨 城 県

目 次

I	平成23年第3回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	平成23年度9月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模	(2)
	3 主な事業	(3)
	4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）	(1 1)
	5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）	(1 2)
	6 特別会計補正予算	(1 3)
	7 企業会計補正予算	(1 3)
III	債務負担行為一覧	(1 4)
IV	条例その他の議案の概要	(1 5)
V	認定事項	(2 0)
VI	報告事項	(2 1)

予 算	6 件	(一般会計 1 件 特別会計 3 件 企業会計 2 件)
-----	-----	------------------------------

条例その他	1 8 件	(条 例 1 1 件 そ の 他 7 件)
-------	-------	-----------------------

認 定	1 件	(決 算 1 件)
-----	-----	-----------

報 告	1 件	(専決処分 1 件)
-----	-----	------------

(注) この資料は、精査の結果異動することがある。

I 平成23年第3回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 平成23年度茨城県一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成23年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成23年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成23年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成23年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 平成23年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

(条例その他)

- 1 茨城県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
- 6 茨城県の管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例
- 10 茨城県スポーツ推進審議会条例
- 11 茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例
- 12 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について
- 13 国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 14 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 15 工事請負契約の締結について（(仮称)那珂川新橋橋梁上部工事）
- 16 工事請負契約の締結について（水海道第一高等学校管理・普通教室棟改築工事）
- 17 工事請負契約の変更について
- 18 訴えの提起について

(認 定)

- 1 平成22年度茨城県公営企業会計決算の認定について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

II 平成23年度9月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- ・ 震災発生から約半年が経過し、水道・電気などのライフラインや道路、鉄道、港湾などの基盤施設は着実に復旧が進んでいる一方で、地震直後に発生した福島第一原子力発電所の事故は未だに収束の見通しが立っていない。
- ・ また、最近の我が国の経済は持ち直してきているとの見方も示されているものの、電力供給の制約や海外景気の下振れ懸念に加え、急速な円高の進行や株価の変動等により景気が下振れするリスクが存在するなど依然として厳しい状況が続いている。
- ・ こうしたなか、国においては、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、約2兆円の第二次補正予算を編成するとともに、東日本大震災復興基本法を公布施行するとともに東日本大震災からの復興の基本方針を策定した。
- ・ こうしたことを踏まえ、今回の補正予算は、国の補正予算に関連した事業や緊急性の高い事業を計上し、東日本大震災からの早期復旧に引き続き全力で取り組むとともに、依然として厳しい雇用情勢に対応するため雇用対策等について計上した。
- ・ また、復旧・復興に向けた取組を着実に進めるため、県独自に「東日本大震災復興基金」を設置し、活用していくこととした。
- ・ 今回の補正予算の財源としては、災害復旧のための国庫補助金や県債を積極的に活用し、所要の一般財源については、地方交付税（約18億円）と平成22年度からの繰越金（約25億円）を充当した。
- ・ また、本県財政は今後2年間で90億円の財源不足が見込まれていることや、東日本大震災からの復興には、今後多額の経費が見込まれるとともに、震災の影響による県税収入の減少が懸念されることから、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、財政の健全化を強力に推進する必要がある。

2 補正予算の規模

・ 一般会計	506億67百万円	（補正後	1兆2,214億70百万円）
・ 特別会計	1億46百万円	（補正後	2,151億18百万円）
・ 企業会計	6億57百万円	（補正後	1,155億96百万円）
合計	514億70百万円	（補正後	1兆5,521億84百万円）

※ 9月補正後一般会計予算の前年予算に対する伸び率 10.9%

○予算の比較（一般会計）

（百万円、%）

	H22	H23	前年度比
当初予算	1,075,315	1,040,111	96.7
6月補正・専決後	1,075,315	1,170,803	108.9
9月補正	26,275	50,667	192.8
補正後計	1,101,590	1,221,470	110.9

3 主な事業

(百万円)

(1) 災害関係事業

○ 施設復旧事業	8, 101
	一般会計分 7, 993
・ 三の丸庁舎災害復旧事業	223
(塔屋及び4階部分の解体工事及び機械、電気設備の災害復旧工事等)	
・ 塔屋4階解体：塔屋・4階部分の解体撤去	
・ 機械、電気設備：電気設備、機械設備、昇降機	
・ その他の工事：屋根復旧・防水工事、地階事務室改修工事	
※今後、塔屋の復元及び耐震補強工事を実施し、平成24年度中の復旧完了目標	
・ 県民文化センター災害復旧事業	373
(大ホール、食堂棟の耐震補強及び設備等の災害復旧工事等)	
・ 大ホール：建築工事、電気設備工事、耐震補強工事等	
・ 食堂棟：耐震補強工事	
・ 県立学校施設等災害復旧事業	1, 596
(水戸第二高校及び水戸農業高校の改築設計、被災学校施設の災害復旧工事等)	
・ 改築設計：水戸第二高校校舎、水戸農業高校校舎及び寄宿舍食堂棟	
・ 災害復旧工事：高萩高校ほか24校	
・ 耐震補強設計：鉾田農業高校ほか13校	
・ 校地等整備：日立第二高校ほか6校	
・ 社会教育施設災害復旧事業	346
(西山研修所等の災害復旧工事等)	
・ 西山研修所：本館、別館及び新館の災害復旧、耐震補強工事等	
・ 白浜少年自然の家：法面改修工事	
・ 中央青年の家：体育館の外壁補修等	
・ 警察施設災害復旧事業	286
(被災した警察署、交番、駐在所など警察施設の災害復旧工事等)	
・ 警察署：石岡警察署、日立警察署など19警察署	
・ 交番・駐在所：潮来地区交番、大洗地区交番、戸駐在所など5交番3駐在所	
・ その他：航空隊、免許センター、警察学校、職員宿舎等など6か所	

- 新 中小企業等グループ施設等災害復旧事業** 2, 400
(被災した中小企業等グループの施設、設備の復旧に対する支援)
・補助対象：復興事業計画の認定を受けた中小企業等で構成されるグループが行う施設、設備の復旧
・補助率：(国1/2、県1/4)、事業主体1/4
- 新 医療施設災害復旧支援事業** 694
(被災した公的医療機関の施設、設備の応急復旧等に対する支援)
①被災地域医療提供体制特別再生事業（地域医療再生基金活用）
・補助対象：北茨城市立総合病院及び日製日立総合病院
・補助要件：国の災害復旧事業の対象とならない応急仮設工事
・補助率：2/3
②医療用設備災害復旧事業（地域医療再生基金活用）
・補助対象：被災した公的医療機関及び政策医療実施機関
・補助要件：国の災害復旧事業の対象とならない医療用機器の復旧
・補助率：公的医療機関2/3、政策医療実施機関1/2
- 新 鉄道災害復旧支援事業** 425
(震災により大きな被害を受けた県内第三セクター鉄道の復旧に対する支援)
・補助対象：鹿島臨海鉄道（株）、ひたちなか海浜鉄道（株）
・補助要件：復旧費が運輸収入の10%以上
・補助率：国1/4、(県1/4)、事業主体1/2
- 新 共同利用漁船等復旧支援対策事業** 67
(被災した漁業協同組合の定置網や漁船の整備に対する支援)
・対象団体：漁業協同組合
・対象施設：定置網、漁船
・補助率：(国1/3、県1/3)、事業主体1/3
- 拡 水産業共同利用施設復旧支援事業** 46
(被災した水産業共同利用施設の復旧に必要な機器類等の整備に対する支援)
・対象団体：漁業協同組合等
・対象施設：フォークリフト等の特殊車両、製氷施設（応急修繕）
・補助率：(国1/2)、事業主体1/2

新 私立学校震災対策事業	990
(被災した私立学校が実施する災害復旧に対する支援)	
・補助対象：被災した私立学校（通常の経常費補助とあわせて配分）	
・補助率：災害復旧費（災害査定額）の1／6	
※別途、国から私立学校に1／2が直接交付され、今回の補助とあわせて公立学校並の2／3補助となる。	
・ 施設整備事業（競輪事業特別会計）	108
(被災したメインスタンド解体工事の前倒し実施等)	
・工事内容：メインスタンド解体工事、選手管理棟耐震工事など	
※施設改修計画（H21～H26）の前倒し実施	
（平成24年9月レース再開目標）	
○ 東日本大震災復興基金事業	
新 東日本大震災復興基金積立金	1,702
(東日本大震災からの復旧、復興等の事業に要する経費に充てるための基金設置)	
・積立原資：県民や企業などからの寄附	
・基金総額：17億円	
新 いばらき周遊観光促進事業	44
(県内観光客回復のための団体旅行者向け周遊観光バスの提供)	
・対象：首都圏及び茨城空港就航先等からの団体旅行	
・利用条件：・県内宿泊施設への宿泊、県内観光施設等の周遊	
・20名以上の利用	
新 サッカーによるいばらき震災復興事業	4
(被災地域の活性化を図るためのプロ選手によるサッカー教室の開催など)	
・目的：プロサッカー選手とのふれあいを通じた子どもたちの夢づくり	
・内容：①プロサッカー選手によるサッカー教室	
②被災した子どもをホームゲーム観戦招待	
③サッカー合宿地いばらきのPR	
拡 いばらきの農林水産物イメージアップ事業	10
(県産食材の利用促進及び県産農林水産物安全性のPRのためのイベントの開催)	
・事業内容：①首都圏料理人等を対象とした県産食材の見本市、商談会の開催	
②県産品を使った調理実演・試食会、交流会の開催	
・開催場所等：都内ホテル予定、秋・冬2回開催	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連事業（公共）（復興基金活用分）282 （道路、河川等の災害関連公共事業の県負担の一部（一般財源負担相当）に活用） [道路] 国道118号（那珂市） [河川] 中丸川（ひたちなか市）ほか ・ 県単都市施設災害復旧事業（公共）（復興基金活用分）100 （偕楽園の好文亭の襖絵、建具、南崖の法面などの復旧など） <ul style="list-style-type: none"> ・ 好文亭の襖絵の解体修理、剥落防止処理や板戸、障子の補修 ・ 南崖の法面の土留め柵の更新、南崖橋の補修 ・ 学校施設保全事業（復興基金活用分）10 （県立特別支援学校の修繕、備品購入等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸聾学校、水戸養護学校ほか4校
○ 被災者生活再建支援 2,671
<ul style="list-style-type: none"> 新 被災者生活再建支援基金拠出金 1,850 （被災者生活再建支援金の支出に伴う基金（(財)都道府県会館）への拠出金） <ul style="list-style-type: none"> ① 東日本大震災に係る拠出分：719百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の想定する支援金総額4,400億円（国負担80%、地方負担20%） ・ 地方負担880億円のうち基金残高538億円の不足分342億円を追加拠出 ② 通常災害に備えるための拠出分：1,131百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災前の基金残高538億円まで積み戻し 拡 介護基盤緊急整備特別対策事業 193 （市町村が実施する被災した高齢者、障害者等への相談、援助等に対する支援） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：市町村（市町村提案事業として実施） ・ 内 容：被災した高齢者や障害者の見守り活動の立上支援、介護等のサポート拠点の整備等 ・ 事業例：仮設住宅等の要援護者等への生活援助員設置 応急仮設住宅等への緊急通報システム整備 など ・ 補助率：10/10（介護基盤・処遇改善等臨時特例基金） 新 子育て世帯サポート事業 75 （市町村が実施する被災した子育て世帯への保育料の減免等に対する支援） <ul style="list-style-type: none"> ① 被災子育て世帯に対する保育料の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：市町村 ・ 減免対象：所得税額413千円未満の世帯 ・ 補助率：10/10（健やかこども基金） ② 電力需給対策に伴い保育所等が実施する休日保育等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：市町村 ・ 補助率：1/2（健やかこども基金）、県1/4、市町村1/4

- 新 被災幼児就園支援事業** 7 2
 (市町村が実施する被災した子育て世帯への幼稚園保育料の減免等に対する支援)
 ・実施主体：市町村
 ・内 容：被災幼児の幼稚園保育料、入園料の減免等
 ・減免対象：震災に伴う経済的困窮者等
 ※所得制限 公立250万円程度、私立680万円程度(世帯収入)
 ・補助率：10/10(高校生修学・被災児童生徒就学等支援基金)
- 新 被災児童生徒就学援助事業** 1 4
 (市町村が実施する被災した児童生徒への学用品購入等の助成に対する支援)
 ・実施主体：市町村
 ・内 容：被災した小・中学生の学用品費、通学費、修学旅行費等の支援
 ・対象者：震災に伴う経済的困窮者(要保護及び準要保護世帯)
 ※所得制限 300万円程度(世帯収入)
 ・補助率：10/10(高校生修学・被災児童生徒就学等支援基金)
- 新 私立学校被災児童生徒等授業料減免事業** 1 3
 (私立学校が実施する被災した児童生徒等の授業料減免に対する支援)
 ・補助対象：幼稚園、小・中・高・中等教育学校、専修・各種学校
 ・補助率：9/10(高校生修学・被災児童生徒就学等支援基金)、学校1/10
- 拡 スクールカウンセラー配置事業** 5 7
 (公立小・中・高等学校へのスクールカウンセラー派遣の拡充)
 ・スクールカウンセラーの派遣
 小学校496校、高等学校73校
 ※当初予算計上分とあわせて公立小中高校全校に派遣
 ・スーパーバイザーの派遣
 経験豊富なカウンセラーによる専門研修会(10回程度)等を実施
- 拡 自殺対策緊急強化事業** 3 4
 (原子力発電所事故対応や風評被害などに苦しむ被災者の心のケアの拡充)
 ・内容：被災地等への臨床心理士派遣、ゲートキーパー養成研修、市町村や民間団体の取組への支援、各種啓発活動 など
- 拡 いばらき木づかいの家推進事業** 1 0
 (地域材使用住宅に対する支援事業に被災者支援枠を新たに設定)
 ・補助対象：震災により半壊以上の被害を受け住宅を再建する被災者
 ・補助戸数：50戸(被災者支援枠)
 ・補助率：定額(上限200千円/戸)

○ 産業復興支援	29,150
	一般会計分 29,140
拡 中小企業融資資金貸付金	28,333
(東日本大震災復興緊急融資枠の拡大(融資枠750億円→1,600億円))	
・融資枠：850億円(新規融資枠)	
・限度額：設備8,000万円、運転8,000万円、併用8,000万円	
・融資利率：年1.2～1.5%	
・保証料率：0.7%	
拡 中小企業信用保証料助成	755
(東日本大震災復興緊急融資枠の拡大に伴う信用保証料に対する助成)	
・直接被害：県信用保証協会の保証料の100%を県補助	
・間接・風評被害：県信用保証協会の保証料の50%を県補助	
新 産業復興機構設立出資金	50
(被災した中小企業等の二重債務対策を行う(仮)茨城県産業復興機構への出資)	
・出資目的：債権買取等を行う機構設立による被災事業者の事業再生の促進	
・今回出資額：50億円(最終出資額予定：100億円)	
・県出資割合：1%(中小企業基盤整備機構80%、金融機関等19%)	
新 輸出入コンテナ貨物利用促進事業(港湾事業特別会計)	10
(茨城港常陸那珂港区における定期コンテナ航路を利用する荷主に対する助成)	
・補助対象：内航定期コンテナ航路の利用荷主	
新規荷主：新規コンテナ数	
既存荷主：前年同期取扱量の1/3又は2/3を上回るコンテナ数	
・補助率：定額(1TEUにつき1万円、1荷主50TEU(50万円)を限度)	

○ 放射線監視体制の強化等	674
	一般会計分 192
拡 放射線モニタリング体制整備事業	192
(監視体制の強化のための空間線量率測定機器、放射能測定機器の整備など)	
○環境放射線モニタリングのための機器整備	
・固定型モニタリングポスト9台	
※その他、国直接整備の可搬型モニタリングポスト(30台)及び既整備分(固定型4台、可搬型1台)を活用し、全市町村で高さ1mでの監視体制を整備	
○環境放射線監視センターの検査体制強化のための機器整備	
・ゲルマニウム半導体検出器1台	
○牛肉全頭検査のための機器整備	
・簡易スペクトロメーター 5台(県中央食肉公社3台、県西食肉衛生検査所2台)	
○農林水産物等の測定のための機器整備	
・簡易スペクトロメーター 2台(農業総合センター、水産試験場各1台)	
○市町村等が行う検査機器整備への支援	
・市町村、農業協同組合等(国1/2、事業主体1/2)	
○その他	
・放射線測定体制強化のための嘱託職員の配置、水産物サンプリング調査費	
新 汚泥等保管管理事業(下水道事業会計)	482
(下水汚泥及び焼却灰の適切な管理及び処分等のための経費の追加)	
・汚泥保管用資機材(保管容器、防護服など)の購入	
・保管場所の整備(約1ha:囲い等の設置)	
・汚泥等の飛散防止対策(保管容器への封入や運搬作業)等の実施	
(2) 雇用創出等事業	
・ 今回の事業規模: 約11.9億円(雇用人数: 892人)	
うち県事業: 約 5.3億円(雇用人数: 426人)	
平成23年度補正後累計予算額: 約257億円(県分約155億円)	
累計雇用人数: 約2万人(県分約1.1万人)	
・ 主な事業	
災害関連: 事業継続計画(BCP)策定支援事業、大洗水族館誘客促進事業、鹿島臨海鉄道復興・沿線活性化事業	
研修・雇用一体型事業: 福祉・介護職員確保特別対策事業、看護職員勤務環境向上事業	
その他: 本場結城紬振興プロジェクト支援事業、TX沿線県有地PR関連事業	

(3) 公共事業	7, 134
	一般会計分 6, 960
・ 国補公共事業	5, 005
(道路、河川、漁港の災害関連事業及び土地改良事業の増額)	
[道路橋梁：1, 934]山方常陸大宮線(常陸大宮市)ほか5箇所	
[河川：1, 091]中丸川(ひたちなか市)ほか16箇所	
[漁港：939]大津漁港(北茨城市)ほか4漁港	
[土地改良：1, 041]横利根川地区(稲敷市)、野曽地区(茨城町)ほか18箇所	
・ 県単公共事業 * 流域下水道事業会計含む	2, 129
(災害関連治山事業、国補対象外の災害復旧事業、合併支援道路受託事業の増額)	
[災害関連治山：189]浅川地区(大子町)、諸沢地区(常陸大宮市)ほか	
[災害復旧：1, 210]《土木》国道124号(鹿嶋市)、偕楽園(水戸市)ほか	
[災害復旧：56]《農林》伊師地区(日立市)、白方地区(東海村)ほか	
[流域下水：174]霞ヶ浦湖北(土浦市)、霞ヶ浦常南(利根町)ほか	
[道路橋梁：500]東檜戸・台線(つくばみらい市)	
(4) その他	
拡 空港駐車場整備事業	32
(茨城空港第2駐車場の舗装工事)	
・ 面積2.0ha(全体5.4ha)	
・ 台数636台(全体1,321台)	
新 消防救急無線デジタル化共同整備等事業	14
(消防救急無線デジタル化整備に伴う基礎調査(電波伝搬調査)への支援)	
・ 実施主体：茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会(41市町村)	
・ 内容：基地局やシステムの仕様を決めるために必要な基礎調査	
・ 補助率：1/2	
※平成28年度までに無線デジタル化整備とあわせて指令業務を共同運用	

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	306,608	—	306,608
地方消費税清算金	54,329	—	54,329
地方譲与税	39,825	—	39,825
地方特例交付金	3,039	—	3,039
地方交付税	176,700	1,793	178,493
交通安全対策特別交付金	1,138	—	1,138
分担金及び負担金	9,981	507	10,488
使用料及び手数料	11,612	0	11,612
国庫支出金	185,900	7,537	193,437
財産収入	2,513	3	2,516
寄附金	14	1,459	1,473
繰入金	49,216	3,013	52,229
繰越金	500	2,498	2,998
諸収入	150,386	28,839	179,225
県債	179,042	5,018	184,060
計	1,170,803	50,667	1,221,470

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,862	—	1,862
総務費	40,799	1,858	42,657
企画開発費	33,826	49	33,875
生活環境費	12,356	214	12,570
保健福祉費	184,735	3,157	187,892
労働費	11,439	657	12,096
農林水産業費	51,267	2,298	53,565
商工費	99,437	29,210	128,647
土木費	93,237	3,566	96,803
警察費	60,357	—	60,357
教育費	271,641	1,019	272,660
災害復旧費	97,519	8,639	106,158
公債費	137,460	—	137,460
諸支出金	74,718	—	74,718
予備費	150	—	150
計	1,170,803	50,667	1,221,470

6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
物 品 調 達	54	—	54
競 輪 事 業	15,398	108	15,506
公 債 管 理	141,345	—	141,345
市 町 村 振 興 資 金	1,972	—	1,972
鹿島臨海工業地帯造成事業	5,732	—	5,732
母子・寡婦福祉資金	226	—	226
県立医療大学付属病院	2,400	—	2,400
中小企業事業資金	2,697	—	2,697
農業改良資金	282	—	282
林業・木材産業改善資金	109	—	109
沿岸漁業改善資金	72	—	72
霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業	723	—	723
公共用地先行取得事業	364	—	364
港 湾 事 業	20,064	17	20,081
都市計画事業土地区画整理事業	23,534	21	23,555
計	214,972	146	215,118

7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
病 院 事 業	24,817	—	24,817
水 道 事 業	41,251	—	41,251
工業用水道事業	23,189	—	23,189
地 域 振 興 事 業	3,822	—	3,822
特定公共下水道事業	4,598	52	4,650
流域下水道事業	17,262	605	17,867
計	114,939	657	115,596

Ⅲ 債務負担行為一覽

[一般会計]

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
三の丸庁舎解体 工事請負契約	三の丸庁舎4階解体等に係る工事請負契約を締結する。	平成24年度	218,949千円
県民文化センター復旧 工事請負契約	県民文化センターの災害復旧に係る工事請負契約を締結する。	平成24年度	377,636千円
県立学校仮設校舎 賃貸借契約	県立水戸第二高等学校及び県立水戸農業高等学校の仮設校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 平成24年度 至 平成25年度	300,511千円
県立学校施設復旧工事 設計業務委託契約	県立水戸第二高等学校及び県立水戸農業高等学校施設の災害復旧工事設計業務に係る委託契約を締結する。	平成24年度	79,456千円

(変更分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	変更前 災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成23年度 至 平成35年度	
			725,000千円
	変更後 同 上	同 上	
			1,597,000千円
漁 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給	変更前 漁業近代化資金融通法に基づき金融機関が漁業者等に対し、平成23年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成24年度 至 平成37年度	
			融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
	変更後 同 上	自 平成24年度 至 平成40年度	
			融資総額8億3千万円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額

[特別会計]

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
取手競輪場改修 工事請負契約	取手競輪場メインスタンド解体及び選手管理棟耐震補強に係る工事請負契約を締結する。	平成24年度	116,563千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(総務課) 茨城県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例</p> <p>東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 題名の改正 「茨城県高校生修学支援基金条例」 →「茨城県高校生修学・被災児童生徒就学等支援基金条例」</p> <p>(2) 設置（第1条） 「東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼稚園、小学校又は中学校等の幼児、児童又は生徒の教育機会の確保」を目的として追加</p> <p>(3) 積立額（第2条） 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を追加</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p> <p>(参考) 現在の基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的：経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒の教育機会の確保 ・積立額：国から交付を受けた高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の額 ・実施期間：平成24年3月31日まで
<p>(人事課) 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城港湾事務所の移転に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城港湾事務所の位置 ひたちなか市 → 那珂郡東海村 <p style="text-align: right;">(施行日 平成23年10月6日)</p>
<p>(財政課, 政策審議室) 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例</p> <p>東日本大震災の復旧及び復興等に資するため、茨城県東日本大震災復興基金を設置しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>茨城県東日本大震災復興基金の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的及び積立ての額 東日本大震災の復旧及び復興等に資するため、東日本大震災に際し県が受け入れた寄付金等を積み立てる。 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(財政課, 住宅課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴い, 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設に伴う手数料の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請手数料 10,000円 ・登録更新申請手数料 10,000円 <p>(2) その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成23年10月20日)</p>
<p>(税務課)</p> <p>茨城県県税条例等の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部改正に伴い, 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部改正に伴う改正</p> <p>(1) 個人県民税関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税額控除の適用下限額の引下げ 5,000円→2,000円 ・肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の見直し 売却頭数要件の上限の引下げ(年間2,000頭→1,500頭)及び適用期限の3年延長 ・上場株式等の配当及び譲渡所得に係る税率の軽減措置(5%→3%)の2年延長 <p>(2) 罰則関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税, 不動産取得税等に係る不申告に関する過料の上限の引上げ 3万円以下→10万円以下 ・たばこ税及び自動車取得税に係る不申告に関する過料の創設 <p>2 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法の一部改正に伴う改正</p> <p>(1) 不動産取得税関係</p> <p>警戒区域内家屋に係る代替家屋を取得した場合に警戒区域内家屋の床面積相当分に不動産取得税が課されないようにするための代替家屋の価格からの警戒区域内家屋の床面積相当分の控除(土地についても同様の措置)</p> <p>(2) 自動車取得税関係</p> <p>永久抹消登録等がなされた警戒区域内自動車に係る代替自動車の取得について, 自動車取得税を免除等</p> <p>(3) 自動車税関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永久抹消登録等がなされた警戒区域内自動車に係る代替自動車について, 平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を免除等 ・永久抹消登録等がなされた警戒区域内自動車について, 警戒区域設定指示日から自動車税の課税客体からの除外 <p>3 その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日外)</p>

議 案	内 容
<p>(港湾課)</p> <p>茨城県の管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城港日立港区に分区として保安港区を設けることに伴い、保安港区の区域内における構築物について必要な規制を設ける等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)分区の追加 新たに、分区として「保安港区」の項を追加し、当該区域内における禁止構築物を規定</p> <p>(2)罰則関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止構築物の建設等に関する罰金の上限額の引上げ 5万円以下 → 30万円以下 ・両罰規定の追加 <p>(施行日 平成24年1月1日)</p>
<p>(建築指導課)</p> <p>茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可の特例（第3条） 「独立行政法人雇用・能力開発機構」 →「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」 「茨城県住宅供給公社」 → 削除 <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(病院局)</p> <p>茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立中央病院の診療科目に循環器外科を追加するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科目等の表（第2条第2項） 県立中央病院の診療科目に「循環器外科」を追加 <p>(施行日 平成23年11月1日)</p>
<p>(高校教育課，特別支援教育課)</p> <p>茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>県立猿島高等学校の校名変更及び県立境特別支援学校の新設等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)別表第2（高等学校） 「茨城県立猿島高等学校」 → 「茨城県立坂東総合高等学校」</p> <p>(2)別表第4（特別支援学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県立境特別支援学校」の名称・位置を追加 ・その他の学校について、「養護学校」 → 「特別支援学校」に名称変更 <p>(施行日 平成24年4月1日外)</p>

議 案	内 容												
<p>(保健体育課) 茨城県スポーツ推進審議会条例</p> <p>スポーツ振興法の全部が改正されたことに伴い、審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるため、茨城県スポーツ振興審議会条例の全部を改正しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)設置 スポーツ基本法第31条の規定に基づき、茨城県スポーツ推進審議会を置く。</p> <p>(2)組織等 ・委員の定数：25人以内 ・委員の任命：スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。 ・委員の任期：2年 ・委員長及び副委員長：各1人</p> <p>(3)その他、会議の運営等を規定</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>												
<p>(警務部監察室) 茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>警察表彰規則の改正を踏まえ、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、災害により殉職した警察職員に対し、殉職者特別ほう賞金を授与できるようにするため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1)題名等の改正 「特別ほう賞金」→「特別褒賞金」</p> <p>(2)殉職者特別褒賞金の額の特例（第3条第2項） 職員が、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、<u>危害を加えられ又は災害を被る</u>ことが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて<u>危害又は災害</u>を受けた結果死亡した場合</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>												
<p>(林業課, 水産振興課) 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について</p> <p>平成23年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市町の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>・地方財政法第27条の規定に基づく市町の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="657 1489 1380 1641"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>61,500</td> <td>常陸太田市外1町</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>166,971</td> <td>北茨城市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>228,471</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	林道事業	61,500	常陸太田市外1町	漁港事業	166,971	北茨城市外3市	計	228,471	
事業名	負担額	備考											
林道事業	61,500	常陸太田市外1町											
漁港事業	166,971	北茨城市外3市											
計	228,471												

議 案	内 容																		
<p>(農地整備課) 国及び県等が行う土地改良事業 に対する市町村の負担額について</p> <p>平成23年度において国及び県等 が行う土地改良事業に対する市町 村の負担について、その額を定め ようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政法第27条，土地改良法第90条，91条，独立行政法人 森林総合研究所法附則第11条及び独立行政法人水資源機構法 第26条の規定に基づく市町村の負担額 <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 472 1380 696"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 営</td> <td>420,757</td> <td>稲敷市外14市町</td> </tr> <tr> <td>県 営</td> <td>945,441</td> <td>水戸市外40市町村</td> </tr> <tr> <td>森林総合研究所営</td> <td>49,589</td> <td>大子町</td> </tr> <tr> <td>水資源機構 営</td> <td>242,089</td> <td>土浦市外12市町</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,657,876</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	国 営	420,757	稲敷市外14市町	県 営	945,441	水戸市外40市町村	森林総合研究所営	49,589	大子町	水資源機構 営	242,089	土浦市外12市町	計	1,657,876	
事業名	負担額	備考																	
国 営	420,757	稲敷市外14市町																	
県 営	945,441	水戸市外40市町村																	
森林総合研究所営	49,589	大子町																	
水資源機構 営	242,089	土浦市外12市町																	
計	1,657,876																		
<p>(監理課) 県が行う建設事業等に対する市 町村の負担額について</p> <p>平成23年度において県が行う河 川事業等に対する市町村の負担に ついて、その額を定めようとする ものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく 市町村の負担額 <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 925 1380 1113"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 事 業</td> <td>62,500</td> <td>日立市外15市町</td> </tr> <tr> <td>港 湾 事 業</td> <td>116,479</td> <td>日立市外2市村</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 事 業</td> <td>708,632</td> <td>水戸市外29市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>887,611</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	河 川 事 業	62,500	日立市外15市町	港 湾 事 業	116,479	日立市外2市村	下 水 道 事 業	708,632	水戸市外29市町村	計	887,611				
事業名	負担額	備考																	
河 川 事 業	62,500	日立市外15市町																	
港 湾 事 業	116,479	日立市外2市村																	
下 水 道 事 業	708,632	水戸市外29市町村																	
計	887,611																		
<p>(道路建設課) 工事請負契約の締結について</p> <p>一般県道城里那珂線那珂市戸地 先の(仮称)那珂川新橋橋梁上部 工事について、常陸太田市箕町10 75番4ピーシー橋梁株式会社代表 取締役社長宇佐美雅弘代理人水戸 営業所所長茅根一寿と14億2,359 万円をもって、請負契約を締結し ようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 一般県道城里那珂線(仮称)那珂川新橋橋梁上 部工事</p> <p>(2)工事箇所 那珂市戸地先</p> <p>(3)工事内容 橋梁上部製作・架設工事 L=239.8m</p> <p>(4)工 期 H23.10～H25.6</p> <p>(参考)(仮称)那珂川新橋の概要 橋長L=464.3m，幅員W=15m/6.5m</p>																		
<p>(財務課) 工事請負契約の締結について</p> <p>県立水海道第一高等学校管理・ 普通教室棟改築工事について、水 戸市吉沢町311番地1株木・染谷 特定建設工事共同企業体代表者株 木建設株式会社茨城本店常務執行 役員本店長木元由孝と8億8,725 万円をもって、請負契約を締結し ようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 県立水海道第一高等学校管理・普通教室棟改築 工事</p> <p>(2)工事箇所 常総市水海道亀岡町地内</p> <p>(3)構造規模 地上5階鉄筋コンクリート造</p> <p>(4)延床面積 5,222.08㎡</p> <p>(5)工 期 H23.10～H24.11</p>																		

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路（仮称）八郷・新治線（仮称）朝日トンネル本体工事（石岡工区）について、水戸市桜川一丁目5番15号日本国土・キムラ・アレスコ特定建設工事共同企業体代表者日本国土開発株式会社代表取締役社長工藤睦信代理人水戸営業所所長花崎雅孝と16億4,745万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、トンネル掘削工に変更が生じたため、6,615万円を減額し、15億8,130万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="638 353 1415 472"> <tr> <td>既 請 負 額</td> <td>1,647,450</td> </tr> <tr> <td>今 回 変 更 額</td> <td>△ 66,150</td> </tr> <tr> <td>変 更 後 総 額</td> <td>1,581,300</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 前回（第1回）設計変更では、それまでの掘削状況に応じた崩壊防止のための支保構造等の変更を行ったが、掘削を進めたところ、想定していた岩質より良い状態であったため、ロックボルトの削減など減額変更が生じたもの</p> <p>(参考) 合併支援道路（仮称）八郷・新治線（仮称）朝日トンネル本体工事（石岡工区）の概要</p> <p>(1) 工事箇所 石岡市柴内地内 (2) 工事内容 トンネル工事 L=1,052m W=7.5/6.0m (3) 工 期 H21.12～H24.3</p>	既 請 負 額	1,647,450	今 回 変 更 額	△ 66,150	変 更 後 総 額	1,581,300
既 請 負 額	1,647,450						
今 回 変 更 額	△ 66,150						
変 更 後 総 額	1,581,300						
<p>(環境対策課) 訴えの提起について</p> <p>県が発注した大気常時監視自動計測器入札談合に係る損害賠償金等の支払を求めるため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 提訴の内容 本県の大気常時監視自動計測器の入札において相手方が談合を行ったことにより、県が被った損害に係る損害賠償及び遅延利息に相当する金銭の支払を求めるもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 ・東亜ディーケーケー株式会社 ・株式会社堀場製作所 ・紀本電子工業株式会社 ・株式会社島津製作所</p>						

Ⅴ 認定事項

事 項	内 容
<p>平成22年度茨城県公営企業会計決算の認定について</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、茨城県病院事業会計外4会計の決算の認定を求めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>平成22年度公営企業会計決算</p> <p>(1) 茨城県病院事業会計 (2) 茨城県水道事業会計 (3) 茨城県工業用水道事業会計 (4) 茨城県地域振興事業会計 (5) 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計</p>

Ⅵ 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(税務課)</p> <p>茨城県県税条例の一部を改正する条例 (平成23年6月23日専決処分)</p> <p>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>(1) 不動産取得税関係 市街地再開発事業の施行者が、当該事業の施行に伴い取得した不動産を一定期間内に従前の権利者に譲渡した場合等における納税義務の免除措置の廃止</p> <p>(2) その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(高校教育課)</p> <p>損害賠償の額の決定について (平成23年8月23日専決処分)</p> <p>県立高萩高等学校で発生したベランダの手すりの崩落事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の内容</p> <p>(1) 損害賠償の額 1,045,154円</p> <p>(2) 事故発生日時 H22. 4. 19 (月) 13:00頃</p> <p>(3) 事故発生場所 高萩市大字高萩1111番地 県立高萩高等学校内</p> <p>(4) 事故の概要 県立高萩高等学校本館2階のベランダの手すりが崩落したことにより、ベランダにいた生徒2名が転落し、負傷した。</p>